

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

業界内外のパートナーとの協業を推進し、販売ネットワークの強化を図る。

b. IT 実装支援

電子取引の導入を進め、受発注や在庫管理の効率化を図る。

c. 健康経営に関する取組

事務、販売スタッフの健康管理を重視し、定期健康診断の実施を進めていく。

労働環境の改善を進め、作業時間の適正化を推進。

従事するスタッフの安全運転講習やストレスケアを強化し、働きやすい環境を整備する。

d. BCP/事業継続

取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」となるよう分かち合います。

2026年1月14日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ビジネスアシスト四国 代表取締役 植松 孝仁
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。